

令和3年2月19日

一般社団法人 日本経済団体連合会 会長 殿

内閣官房内閣審議官  
文部科学省高等教育局長  
厚生労働省人材開発統括官  
経済産業省経済産業政策局長

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた  
2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について

2021年度卒業・修了予定者等を対象とした就職・採用活動については、本年3月1日から企業の広報活動が、6月1日には採用選考活動の開始が、それぞれ予定されております(※)。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、学生等が安心して就職活動に取り組める環境を整えるため、今後の企業の採用活動に当たって、御留意いただきたい基本的事項を、別添のとおりとりまとめました。貴団体におかれては、本事項を加盟各企業等へ御周知いただきたく、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の皆様は、厳しい事情を抱えているところと思いますが、政府では、事業を継続していただき、暮らしと雇用を守るため、各種の支援策を講じており、新卒者等の雇用についても、第二の就職氷河期世代を作らないよう、別紙の「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」(令和3年1月18日一部改訂)を進めているところです。

企業の皆様には、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2021年度新卒者等の採用を積極的に進めていただくよう、改めてお願い申し上げます。あわせて、若者に応募機会を広く提供するため、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者が新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるよう、御対応をお願いいたします。

(※)「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」(令和2年3月31日付内閣官房内閣審議官、文部科学省高等教育局長、厚生労働省人材開発統括官及び経済産業省経済産業政策局長通知)において遵守することを要請

## 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2021年度（2022年3月）に卒業・修了予定の学生等を対象とした採用活動を行うに当たっては、以下の基本的事項に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

### I. 2021年度卒業・修了予定者等について

#### 1. オンラインによる企業説明会や面接・試験の実施

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインによる企業説明会や面接・試験の実施が可能な企業におかれては、オンラインを積極的に活用してください。また、その旨を情報発信するようお願いいたします。
- ② 通信手段や使用ツールなど、どのような条件で実施するかについて、事前に明示し、学生が準備する時間を確保してください。
- ③ 通信環境により、音声・映像が途切れる場合等には、学生等が不安にならないよう御対応ください。
- ④ オンライン環境にアクセスすることが困難な学生等に対しては、対面や他の通信手段による企業説明会や面接・試験も併せて実施してください。

#### 2. 対面による企業説明会や面接・試験の実施

対面による企業説明会や面接・試験を実施する際には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、いわゆる3密（密閉空間、密集場所、密接場面）になることのないよう、広報活動日程及び採用選考日程を後倒しにするなど柔軟な日程の設定や秋採用・通年採用などによる一層の募集機会の提供を行うとともに、その旨を積極的に情報発信してください。

また、以下の①から⑧に掲げる、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を徹底するようお願いいたします。

- ① 密集の回避、身体的距離の確保、こまめな換気を行い、いわゆる3密を避けるよう、入退場時の導線や待合室等を含めた会場の環境整備を行ってください。
- ② 学生や企業側参加者等によるマスクの常時着用を徹底してください。
- ③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び各地域の通知サービスを活用するよう学生等に促してください。
- ④ 入場時の検温を行うとともに、発熱・咳等の症状がある者の参加制限などを行ってください。
- ⑤ 会場内にアルコール消毒液を設置し、学生等へその使用を周知するとともに、複数人が触る箇所の消毒を徹底してください。また、学生等

へのこまめな手洗いを奨励してください。

- ⑥ 飲食の機会を可能な限り制限し、やむを得ない場合には、飲食用に感染防止対策を行ったエリアを設置した上で、学生等に飲食を行ってもらうようにしてください。
- ⑦ 待合室等において学生等が大声で会話することがないように、事前に周知してください。
- ⑧ 対面での企業説明会や面接・試験開催を延期・中止する場合は、交通、宿泊等への影響に鑑み、学生等に対しその旨を速やかに御連絡ください。

### 3. その他学生等への配慮

学生等が発熱等のやむを得ない理由により、企業説明会はもとより、面接・試験に出席できないことをもって、その後の採用選考に影響を与えることがないように御配慮ください。また、その旨を積極的に情報発信するようお願いいたします。

## II. 卒業・修了後3年以内の既卒者について

- ① 若者雇用促進法に基づく指針（注）を踏まえ、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募可能となるよう御対応ください。  
（注）「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）
- ② 上記①の既卒者について、通年採用など様々な募集機会を設けることを積極的に御検討願います。また、そうした機会を提供する場合には、その旨を積極的に情報発信するようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、下記ホームページにより最新の情報を御確認いただき、安全対策に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

- 首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策本部  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)
- 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策  
<https://corona.go.jp/>
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

※ 特に大規模な企業説明会等を開催する場合には、会場使用にかかる人数上限や収容率などについて、国や都道府県による要請等を御確認ください。

- 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月4日）  
[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210204.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf)

(別紙)

## 新卒者等の採用維持・促進に向けた取組の 一部改訂について

令和3年1月18日一部改訂  
内閣官房  
文部科学省  
厚生労働省  
経済産業省

令和2年10月22日に内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が取りまとめた「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」の「Ⅱ. 具体的な対策」について改訂した。

## Ⅱ. 具体的な対策

### 1. 新卒者等に対する支援

#### (1) 新卒者等への就職支援の強化

(令和2年度当初予算 87.3 億円【厚労省】)

(令和2年度第1次補正予算 8.6 億円【厚労省】)

(令和2年度第3次補正予算案 0.9 億円【厚労省】)

(令和3年度当初予算案 100.6 億円【厚労省】)

- ① 新卒応援ハローワークについて、対象者に新卒者のみならず、3年以内の既卒者も含まれることを明確化しつつ、積極的な利用を周知徹底【厚労省】
- ② 大学のキャリアセンター等との連携を強化し、就職支援ナビゲーター(※1)の大学への定期的な訪問、新卒応援ハローワークへの誘導を働きかけ【厚労省、文科省】  
(※1)担当者制で個別相談等を行う新卒者等の就職支援を専門とする職業相談員
- ③ 新卒応援ハローワークによる新卒者及び3年以内の既卒者の個別の状況に応じたきめ細かな支援【厚労省】
  - 就職活動中の未内定学生等
    - ・ オンラインの活用も含め、担当者制によるきめ細かな個別支援
    - ・ 学生個々の状況を踏まえつつ、人手不足分野等の求人への誘導・開拓
    - ・ 就職説明会・面接会情報の SNS 等を活用した一元的な提供
    - ・ 悩みを抱える学生等へ臨床心理士等による心のケア
  - コミュニケーションに課題を抱える学生等
    - ・ 就職支援ナビゲーター、臨床心理士等から構成する特別支援チーム(※2)による支援
    - (※2)コミュニケーション等に課題を抱える新卒者等を効果的・集中的に支援するため、臨床心理士などで構成するチーム
  - 内定取消し等にあった学生等
    - ・ 「新卒者内定取消等特別相談窓口」による個別の

### きめ細かな支援

#### ○来年度以降新卒者

- ・ 就職支援ナビゲーターが大学等を訪問して行う講話等を通じ、より早い時点から就職活動に向けた意識醸成を図るとともに、地域の産業等についての説明会を早期に実施

## **(2) 大学等を通じた就職支援の強化**

大学等を通じた就職未内定の学生への就職支援の強化に取り組む。【文科省】

#### ○就職活動中の未内定学生への支援

- ・ 大学等の特色ある就職支援の事例を収集し、大学等が活用できるよう広く周知【文科省】
- ・ 政府・地方公共団体・企業等が有する学生が進路を決定するために有益な情報を集約し、大学等に提供することで、様々な事情や個別課題を持った学生に対するオーダーメイド型の就職支援を構築し、ミスマッチを防止【文科省、関係省庁】

#### ○就職未内定のまま卒業する学生への支援

- ・ 新卒応援ハローワークの活用や大学等のキャリアセンター等の学内リソースの継続的な利用について促進【文科省】

#### ○就職未内定のまま修業年限を超えて在学する学生への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず就職が決まらなかった学生への有利子奨学金の貸与期間延長【文科省】
- ・ 学生の就職活動の積極的な状況把握に努め、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるように支援するとともに、学生が活用できる幅広い支援策を必要に応じて情報提供【文科省】

## 2. 企業に対する支援

### (1) 新卒採用等による人材確保等への投資促進

#### (令和3年度税制改正事項)

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため、新卒・中途採用による人材の確保や人材育成への投資の促進を図る。

- ・ 新規雇用者(新卒・中途)の給与等支給額が前年度より2%以上増えた企業に対し、新規雇用者の給与等支給額の15%を法人税等から税額控除。加えて、教育訓練費が前年度より20%以上増えた企業に対しては、控除率を5%上乘せし、新規雇用者の給与等支給額の20%を法人税等から税額控除【経産省】

### (2) 今年度新卒採用を継続する地域の魅力ある中堅・中小企業の公表

- ・ 地域の魅力ある中堅・中小企業である「地域未来牽引企業」「グローバルニッチトップ企業」「ダイバーシティ経営企業」「はばたく中小企業・小規模事業者」のうち、今年度新卒採用を継続する企業を「新卒採用継続企業」として公表(令和2年11月20日公表の第1弾は503社、同年12月23日公表の第2弾は889社)【経産省】
- ・ 新卒採用継続企業に関する情報は、大学のキャリアセンターやハローワークに設置された新卒者応援窓口等に提供することを通じて、マッチングの一層の拡大を促進【経産省】

### (3) 新卒者等と採用意欲のある中小企業とのマッチング促進

(令和2年度当初予算 11.7 億円の内数【経産省】)

(令和3年度当初予算案 10.5 億円の内数【経産省】)

- ・ 各地域にある経済産業局において、中小企業と多様な人材の合同マッチングの機会を設けるととも

に、中小企業の魅力を伝えるための経営者と大学生等の交流の場の設定等を含む、新卒者向けの取組の積極的な情報発信を実施【経産省】

#### **(4) 東京等の若者人材の移転支援**

(令和3年度当初予算案 11.7 億円の内数【経産省】)

- ・ 地方の中堅企業等による若者人材の求人手法を高度化すべく、自社分析、採用・育成戦略から、多様な求人ツールの活用、リモートセミナー・面接等まで、一気通貫で総合支援を行い、創出される先進事例は、広報コンテンツを通じて周知啓発し、横展開を実施【経産省】